

MF J 競技用ヘルメット公認に関する規則

昭和 42 (1967) 年 03 月 22 日制定
令和 02 (2020) 年 06 月 12 日改定

第 1 条 目的

1. 本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MF J」という）が競技用ヘルメットの公認に関し規定し、品質の向上により、競技ライダーの安全に寄与することを目的とする。
2. 本規則において「公認」とは、ヘルメットが本規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

第 2 条 公認規格の改定

1. 2017 年を起点として 5 年ごとに定期的に規格を改定する。
2. 日本産業規格（以下「J I S」）・米国 SNELL 財団（以下「S N E L L」）・国際モーターサイクリズム連盟（以下「F I M」）等で規格改定があった場合、上記期間に関わらず規格を改定する場合があります。

第 3 条 公認の申請資格

1. 申請者は、ヘルメット製造会社および輸入総代理店の代表者とする。
2. 申請者および公認マークの購入者は、当該年度の MF J 賛助会員でなければならない。
MFJ 賛助会員（年度会員：4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで 会費：一口 100,000 円）

※初めて公認申請を希望する場合は、新規申請者の登録に伴い、「新規申請者登録書」の他、以下の書類を必要とする。

- ① 輸入代理店契約書：海外の製造メーカーから、日本での販売について総代理店として契約を証明する書類。
- ② 総代理店で無い場合は、日本国内で他の会社が総代理店契約をしていない事を証明するもの。
- ③ 法人の登記証明書および事業案内。
- ④ 国内業務委託先との契約書：申請者以外が販売を委託する場合。

第 4 条 ヘルメットの公認申請

1. ヘルメットの公認申請には次の申請分類がある。
 - (1) 新規申請：
 - ①新規開発ヘルメット
 - ②既に公認されたヘルメットの仕様に以下の変更がある場合は追加申請ではなく、新規申請とする。

変更部分	変更内容
帽体（シェル）	形状・素材・ベンチレーションホールの穴／スリットの大きさと位置あご紐取り付け位置
衝撃吸収ライナ	構造・素材
あご紐/あご紐留め金具	構造・素材

- ③既に公認されたヘルメットの生産工場が変更された場合。※生産メーカー名が同一の場合は除く。

- (2) 追加申請：

- ① モデル名は同一だが、バリエーション名を追加する場合。
- ② 公認されたモデルと仕様（帽体・衝撃吸収ライナ・あご紐/留め金具）が同一であるが、以下の付属パーツを変更または追加する場合。
 - ・シールド保持カバー
 - ・ベンチレーションホールのカバー
 - ・公認ヘルメットヘスポイラー（ヘルメット帽体に装着する整流効果のある付属品）の追加。
- ③ カラーリングの違いによってバリエーション名を付ける場合。（モデル特定の為）
但し、ライダー名のレプリカモデルで、モデル名、仕様、付属パーツに変更が無い場合は、カラーリング変更とは見なさず追加申請の必要はない。

(3) 継続申請：既に公認されているモデルの有効期間が満了し、引き続き公認を継続する場合。

2. 公認申請は次の書類を添付し、毎月 20 日（必着）の締切日までに申請しなければならない。

(1) 新規申請：ヘルメット新規公認申請書 **様式-20①**

追加・継続申請：ヘルメット追加・継続公認申請書 **様式-20②**

(2) 誓約書 **添付書類A** 1部

(3) 試験成績書 1部 ※新規申請のみ

※追加・継続申請の際、初回申請時から J I S ・ S N E L L ・ F I M の規格変更があった場合は、試験成績書を提出すること。

※同一モデル名・型式で帽体サイズが複数ある場合、試験成績書または認可証明書は申請者が主要とする販売サイズのもののみで良い。

※試験成績書のコピーを添付する場合は、原本と相違ないことを誓約すること。

※スポイラーが装備されている場合、JIS 認証工場または車両検査協会で「ECE R22-05, 7.4 項 突出物の表面摩擦試験」に適合したことを証する試験成績書を提出すること。

(4) 写真（前面・両側面） 1部

(5) カタログ ※提出できる限り 10部

基本モデルが同一の場合は、そのカタログを代用することが出来る。

カタログの製作以前に申請する場合、製品情報リリース等を以ってそれに代えることが出来る。

(6) 外国メーカー製ヘルメットの場合は、通関証明書またはそれに代わるもの（コピー可）

輸入開始前に申請を行う場合、輸入計画書を代用とし、通関証明書は公認発効後 1 ヶ月以内に後日必ず提出しなければならない。提出のない場合、公認を取り消す場合がある。

3. 試験成績書の書式などは次の通りとする。

(1) J I S 認証工場

J I S に基づいた社内試験成績書とする。成績書には必ずオシログラフまたは、これに代わるもの（コピー可）を添付する。

※日本語表記以外の試験成績書の場合は、翻訳したものを添付する。

(2) 非 J I S 認証工場

（一財）日本車両検査協会の試験成績書とする。

(3) ロードレース・モトクロス用 特別推薦ヘルメット

S N E L L の認可文書によって試験成績書に代えることが出来る。

(4)ロードレース用ヘルメット

F I Mの認可文書によって試験成績書に代えることが出来る。

第5条 2017年公認規格(2017年~2021年)

競技用ヘルメットの新規公認申請規格は次の通りとする。

(1)ロードレース用ヘルメット

①ロードレース特別推薦

形状 : フルフェイス形

試験方法および合格基準 : SNELLの「SNELL M2020」の規格による。

②ロードレース用

形状 : フルフェイス形

試験方法および合格基準 : 以下いずれかの規格を取得していること。

a) J I Sの「J I S T 8 1 3 3 : 2 0 1 5」に加え、下記の試験に合格しなければならない。

耐貫通性試験 : 3kgの鋼製ストライカを300cmの高さから落下させ、ストライカ先端が人頭模型に接触してはならない。

b) F I Mの「FRHPhe-01」の試験に合格しているもの。

(2)モトクロス用ヘルメット

①モトクロス特別推薦

形状 : フルフェイス形またはオープンフェイス形にチンガードを備えるもの。

試験方法および合格基準 : SNELLの「SNELL M2020」の規格による。

②モトクロス用

形状 : フルフェイス形またはオープンフェイス形にチンガードを備えるもの。

試験方法および合格基準 : J I Sの「J I S T 8 1 3 3 : 2 0 1 5」若年層向けヘルメット(7~15歳未満)の場合は、SNELLの「CMS2016」の規格による。

(3)トライアル用ヘルメット

形状 : フルフェイス形またはオープンフェイス形

試験方法および合格基準 : J I Sの「J I S T 8 1 3 3 : 2 0 1 5」の規格による。

※可動式フェイスガードが一体となったフリップアップ式ヘルメットは「フルフェイス」とはみなされない。

第6条 使用出来る種目

帽体の形状等から使用出来る種目を以下に定める。

	RD	MX	TR	ED	SM	SN	DR	DT
ロードレース用	○	×	×	×	○	○	○	○
モトクロス用	×	○	○	○	○	○	×	○
トライアル用	×	×	○	×	×	×	×	×

RD=ロードレース、MX=モトクロス、TR=トライアル、ED=エンデューロ、SM=スーパーモト、SN=スノーモビル

DR=ドラックレース、DT=ダートトラック

第7条 公認の審査

1. 公認審査

- ・公認審査はMFJ競技用装備部会が行い、決定の権限を持つ。審査は毎月第4火曜日を基準とする。
- ・公認制度の目的である経済性・安全性に著しく逸脱すると判断される場合認められない場合がある。
- ・MFJ競技用装備部会は公認に関する例外措置の決定権を有する。

2. 公認発効と有効期限

- ・公認された場合の公認発効は、審査日の翌日からとする。
- ・新規申請の公認有効期限は発効年を含み10年間とし、10年目の12月末日で失効する。
- ・公認が失効したモデルは継続申請することが出来る。継続申請の有効期限は発効年を含み5年間とする。
- ・追加申請の有効期限はベースとなるモデルの初回申請時有効期間までとする。

第8条 定期・不定期検査

公認されたヘルメットは必要に応じて下記の検査を行うことがある。
検査は実際に現品を破壊する試験をいう。検査料金は下記とする。

(1) 定期検査（ヘルメットは抜き取り）

1個 10,000円 + ヘルメット料金 + 検査の実費

(2) 不定期検査（ヘルメットはMF Jが店頭で購入したもの）

1個 10,000円 + ヘルメット料金 + 検査の実費

第9条 公認申請の料金

公認申請料金は下記の通りとし、公認申請時にMF Jに納入しなければならない。
ヘルメット公認申請料金

- | | | |
|--------|------|-------------|
| ① 新規申請 | 1タイプ | 16,500円（税込） |
| ② 追加申請 | 1タイプ | 5,500円（税込） |
| ③ 継続申請 | 1タイプ | 5,500円（税込） |

第10条 MF J公認マーク等

1. 公認されたヘルメットには全て、公認規格に準じた公認マークを、容易にはがれにくく、確認しやすい場所に貼付しなければならない。

- | | |
|----------------|------|
| (1) ロードレース特別推薦 | 【白色】 |
| (2) ロードレース用 | 【金色】 |
| (3) モトクロス特別推薦 | 【白色】 |
| (4) モトクロス用 | 【金色】 |
| (5) トライアル用 | 【金色】 |

2. 公認マーク貼付ヘルメットの有効期間

- (1) 2017年規格公認マーク貼付ヘルメットは2031年12月末日まで使用できる。
- (2) 当該ヘルメットの公認有効期間が過ぎている場合でも、規格公認マークの有効期間内は使用できる。

3. MF J公認マークの料金

- | | | |
|-----------|----|---------|
| (1) 白色マーク | 1枚 | 55円（税込） |
| (2) 金色マーク | 1枚 | 33円（税込） |

※MF J公認マーク料金は、MF Jが定めた期日までに納入しなければならない。

4. MF J公認マークは、非公認ヘルメットには貼付してはならない。また、他の者および他の会社による使用を許可してはならない。

5. 公認を取り消された場合、申請者は速やかにMF J公認マークの使用中止、所有または支配できる当該ヘルメットからMF J公認マークを取り除かなければならない。

第11条 公認取り消し等

次の場合は、競技用ヘルメットの公認は取り消される。

1. 定期・不定期検査

MFJが行う検査に不合格となり、かつ30日以内に再検査においても不合格となった場合は、公認が取り消される。

2. 誓約事項の違反

公認申請にあたり提出した誓約書の誓約事項に違反した場合は、公認が取り消される。

※用語の定義

ブランド名 : ヘルメットの商標 (アライ・SHOEI・オージーケーカブト等)

モデル名 : 製品に表示される販売名称

型 式 : 試験成績書に記された型式名称

バリエーション名 : 公認されたモデルと仕様の変更が無く、バリエーションとしてモデル名の後に追加される名称。

※SG規格試験成績証((一財)日本車両検査協会)の取り扱い

JIS T8133:2015 の試験内容とSG(2種)の試験内容はほぼ同一であることから、本公認規則 (JIS T8133:2015 の試験成績証)の代用として下記条件の基に認めるものとする。

但し、SG 試験成績証は(一財)日本車両検査協会のもののみとする。

1.ロードレース用

車両検査協会のSG(2種)合格の試験成績証に加え以下の試験を追加で実施し、その結果によりロードレース用の公認要件を満たしたと判断する。

- ・ 耐貫通試験:落下高さ3.0m
- ・ JIS T 8133:2015 のシールド強度試験

2.モトクロス用/トライアル用

SG(2種)の試験成績証にて公認要件を満たしたと判断する。

※JIS 規格(JIS T8133:2015)またはSGが改正になり、双方間の内容に差異が生じた場合 JIS 規格試験成績書のみ有効とする。

附 則

本規則は、令和2年(2020年)6月12日から施行する。

なお、本規則は基本的に5年ごとに改定される。

(2022年に本規則の見直しを行う)

<規則制定・改定履歴>

昭和42(1967)年03月22日制定
昭和57(1982)年08月01日改定
平成02(1990)年12月20日改定
平成12(2000)年04月01日改定
平成18(2006)年01月01日改定
平成21(2009)年10月06日改定
平成22(2010)年02月08日改定
平成26(2014)年04月01日改定
平成27(2015)年01月01日改定
平成27(2015)年05月13日改定
平成27(2015)年07月15日改定
平成28(2016)年01月01日改定
平成28(2016)年09月07日改定
平成28(2016)年11月29日改定
平成29(2017)年10月05日改定
令和02(2020)年02月19日改定
令和02(2020)年06月12日改定

(税込表記:2021年04月01日)